

地方消費税交付金(引上げ分)の使途について

(歳入)

地方消費税交付金	内 訳	備 考
596,846 千円	社会保障財源化分 342,204 千円	引上げ分(22分の12)
	一般財源 254,642 千円	現行分(22分の10)

(歳出)

(単位:千円)

事業名		金額	本年度の財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	要援護対策事業費	15,525	1,751		5,511	6,467	1,796
	保育所運営費	688,374	10,378		44,392	118,353	515,251
	放課後児童クラブ推進事業費	49,761	22,668		9,752	15,999	1,342
	子育て支援事業費	47,471	17,030			26,247	4,194
保健衛生	重度心身障害者等医療費助成(65才未満)	28,637	13,014		2,609	11,896	1,118
	重度心身障害者等医療費助成(65才以上)	44,199	18,030		8,046	16,661	1,462
	心身障害者医療費助成	7,875				7,263	612
	乳児妊産婦医療費助成	5,492	2,674			1,946	872
	幼児・児童・高校生等医療費助成	68,032	5,638		55	55,292	7,047
	ひとり親家庭等医療費助成	12,945	6,064		557	5,456	868
	感染症予防事業費	58,312	882			49,155	8,275
	すこやか親子推進事業費	48,612	11,759		398	27,469	8,986
合計		1,075,235	109,888	0	71,320	342,204	551,823

備 考

引上げ分の地方消費税収入(市町村交付金分を含む。)については、社会保障4経費その他社会保障施策(社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。)に要する経費に充てるものとされている。

(注)「社会保障4経費」・・・制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費